

## 杉本電機産業株式会社に対する勧告について

令和7年12月11日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、杉本電機産業株式会社（以下「杉本電機産業」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）及び第4号（返品の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、杉本電機産業に対して勧告を行った。

### 1 違反行為者の概要

法人番号	7020001073375
名称	杉本電機産業株式会社
本店所在地	川崎市川崎区渡田向町6番5号
代表者	代表取締役 三浦 秀人
事業の概要	電気設備資材等の販売
資本金	9億1950万円

### 2 違反事実の概要

- (1) 杉本電機産業は、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する電気設備資材等（以下「商品」という。）の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2) 杉本電機産業は、令和6年4月から令和7年7月までの間、次のアからエまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額した金額は、総額2468万9037円である（下請事業者9名）。

- ア 「現金割引料」の額
- イ 「割戻」の額
- ウ 「達成リベート」の額
- エ 「カタログ掲載費用」の額

- (3) 杉本電機産業は、下請事業者に対し、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和6年4月から令和7年6月までの間、当該商品を引き取らせていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話	03-3581-3374（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

返品した商品の下請代金相当額は、総額 12万6705円である（下請事業者 4名）。

(4) 杉本電機産業は、令和7年11月28日に、下請事業者に対し、前記(2)の減額した金額及び前記(3)の返品した商品の下請代金相当額を支払っている。

### 3 効果の概要

- (1) 杉本電機産業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
  - ア(ア) 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
    - (イ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
    - (ア) 前記2(3)の行為が下請法第4条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
    - (イ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせないこと
  - (2) 杉本電機産業は、今後、下請法第4条第1項第3号及び第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
  - (3) 杉本電機産業は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
    - ア 前記2(4)の対応を採ったこと
    - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
  - (4) 杉本電機産業は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
    - ア 前記2(4)の対応を採ったこと
    - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
  - (5) 杉本電機産業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

## ●下請取引の内容

自社が販売する電気設備資材等（ケーブル、ケーブル支持材、ボックス等）の製造を委託



## ●違反行為の概要

### ①減額

下請事業者9名に対し、下請代金の額から総額約2469万円を減額（注1）した。

（内訳） 現金割引料 : 約1000万円（下請事業者8名）  
割戻 : 約970万円（下請事業者4名）  
達成リベート : 約489万円（下請事業者4名）  
カタログ掲載費用 : 約10万円（下請事業者6名）



### ②返品

下請事業者4名に対し、下請事業者から電気設備資材等を受領した後、当該資材等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該資材等に瑕疵があることを理由として、総額約13万円分の電気設備資材等を返品（注2）した。

下請事業者（9名）  
(電気設備資材等の製造)



## 公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の点について、取締役会の決議により確認すること
  - ・下請代金の額から「現金割引料」等の額を減じていた行為及び下請事業者から受領した電気設備資材等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず返品していた行為が下請法の規定に違反するものであること
  - ・今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の減額及び返品を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

### （注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。

### （注2）返品

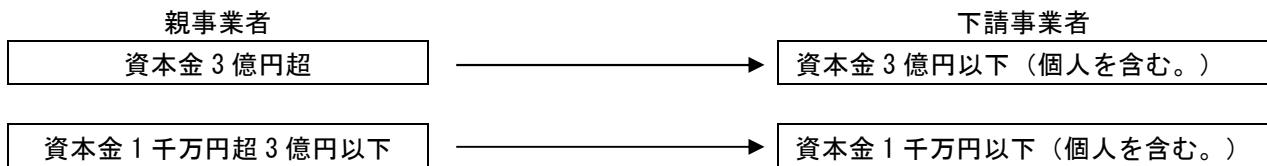
下請法では、受領した商品等に係る品質検査を行わない場合は、受領した商品等に瑕疵等があったとしても、返品すると下請法第4条第1項第4号違反となる。親事業者が自ら品質検査を行わない場合には、下請事業者等に対し、書面で品質検査を委任する必要がある。

## ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

## ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

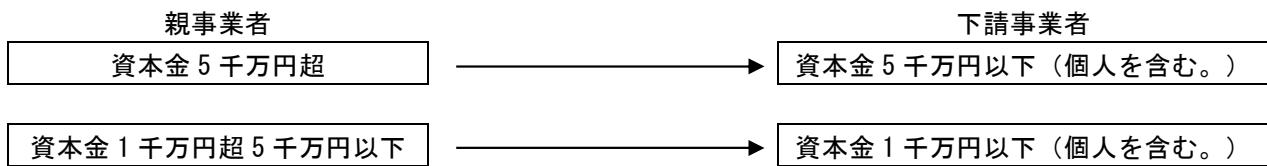
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



## ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

## 2 参照条文等

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

#### （勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

## 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成十五年公正取引委員会事務総長通達第十八号）

### 4 返品

- (1) 法第4条第1項第4号で禁止されている返品とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合又は給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに引き取らせる場合に限られる。ただし、給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに引き取らせる場合にあっては、あらかじめ、当該引取りの条件について合意がなされ、その内容が書面化され、かつ、当該書面と発注書面との関連付けがなされなければならない。

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

ア～エ （略）

オ 納付に係る検査を省略する場合

カ 納付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

4-1～4-4 （略）

4-5 受入検査を行わない場合の返品

親事業者は、納入された製品の検査を行っていない場合に、下請事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせた。

4-6 受入検査を文書で委任していない場合の返品

親事業者は、受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、下請事業者に対し、当該検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として、下請事業者に引き取らせた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉 （略）